

令和8年度

「小口・緊急修繕工事店」 (浴槽・風呂釜業種)

新規募集のご案内

申込期間	令和8年2月2日(月)～令和8年2月20日(金)
申込方法	郵送での申込み(令和8年2月20日当日消印有効)
郵送先	〒150-8322 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 コスモス青山5階 東京都住宅供給公社「令和8年度小口・緊急修繕工事店 募集担当」
お問い合わせ先	東京都住宅供給公社 住宅営繕部 営繕工務課 営繕工務係 電話03(3409)2261(代)(内線341～345)
問い合わせ時間	9時～12時、13時～17時(土・日・祝日は除く)

東京都住宅供給公社

注意事項

- このご案内は、浴槽・風呂釜業種に新規でお申込みいただく方用です。
建築・あき家、建築・あき家・土木、管、電気業種をお申込みになる方は、『令和8年度「小口・緊急修繕工事店」(建築・あき家、建築・あき家・土木、管、電気業種)新規募集のご案内』をご覧ください。
防水、造園、建具、消防施設、消臭・消毒・害虫駆除業種をお申込みになる方は、『令和8年度「小口・緊急修繕工事店」(防水、造園、建具、消防施設、消臭・消毒・害虫駆除業種)新規募集のご案内』をご覧ください。
廃棄物処理業種をお申込みになる方は、『令和8年度「小口・緊急修繕工事店」(廃棄物処理業種)新規募集のご案内』をご覧ください。
貯水槽・管渠等清掃業種をお申込みになる方は、『令和8年度「小口・緊急修繕工事店」(貯水槽・管渠等清掃業種)新規募集のご案内』をご覧ください。
- このご案内をお読みいただき、申込書に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて、申込期間内に所定の郵送先まで送付してください。
- 申込受付の締め切りは、令和8年2月20日(当日消印有効)となります。
- 申込期間を超えてからのお申込みは、無効となります。
- 直接ご持参でのお申込みは、受け付けておりません。
- 継続契約の方は、『令和8年度「小口・緊急修繕工事店」(浴槽・風呂釜業種)継続契約のご案内』をご覧ください。
- 浴槽・風呂釜業種のほか、防水、造園、建具、消防施設、消臭・消毒・害虫駆除、貯水槽・管渠等清掃、廃棄物処理業種のお申込を希望される場合は、浴槽・風呂釜業種はこのご案内を、他の業種は該当する「新規募集のご案内」をご覧ください。

令和8年度「小口・緊急修繕工事店」（浴槽・風呂釜業種）募集のご案内

東京都住宅供給公社（以下「公社」といいます。）が管理している住宅及び附帯施設等（以下「住宅等」といいます。）において、日常発生する小規模工事や緊急の修繕工事を行う、「小口・緊急修繕工事店（浴槽・風呂釜業種）」を募集します。

小口・緊急修繕工事店（以下「工事店」といいます。）は、住戸内や施設に入り、居住者の方と直接対応しながら、限られた時間・期間内に工事を行う必要があります。また、夜間や休日にも工事を行っていただくことがあります。工事店の施工状況が、直接居住者の生活に影響しますので、経験と技術力、そして、親切で丁寧な対応が求められます。

公社では、こうした経験や実績があり、迅速かつ的確に工事を行うことができる即戦力となる事業者を募集し、居住者サービスの向上を図っています。工事店の契約においては、申込者の資格要件を審査し、施工能力等を総合的に判断し、契約者を選定するなど、厳正な手続きのもとに行います。

公社との工事店契約をご希望される方は、この募集案内をよくお読みいただき、内容をご理解・ご承諾のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

1 契約期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

2 募集業種、募集予定数等

（1）工事店契約の概要

- ① 今回募集する業種は、「浴槽・風呂釜業種」の工事店です。
- ② 1事業者で、都内全ての地区で業務を行うことができます。
- ③ 令和8年度小口・緊急修繕工事店の「防水」、「造園」、「建具」、「消防施設」、「貯水槽・管渠等清掃」、「消臭・消毒・害虫駆除」「廃棄物処理」業種に申込みされている方でも、浴槽・風呂釜業種への申込みは可能です。
- ④ 浴槽・風呂釜工事店は、原則として「建築・あき家」、「建築・あき家・土木」、「管」、「電気」業種と兼ねることはできません。
- ⑤ 夜間及び休日等の緊急修繕等に対応するため、公社の営業時間外でも対応できる体制を整えていただく必要があります。
- ⑥ 公社の要請があった場合には夜間及び休日にかかわらず、可能な限りこれに協力して業務を行う必要があります。
- ⑦ 夜間及び休日等の緊急修繕工事等を行うため住宅等に出向いた場合には、**所定の出動**

料をお支払いします。

- (2) 募集数
9者程度

3 業務内容

工事店の業務は、次のとおりです。

- (1) 風呂釜及び給湯器の修繕
風呂釜及び給湯器の作動不良等の修繕
- (2) あき家への浴槽・風呂釜または給湯器の設置（配管工事及び電気設備工事を含む）
- (3) 居住中の住宅への浴槽・風呂釜または給湯器の設置（配管工事及び電気設備工事を含む）
※（2）及び（3）の業務のみを行うことはできません。
- (4) 夜間及び休日等の緊急修繕対応
- (5) その他会社が協力を要請する業務

4 申込み資格要件

申込みには、申込みの時点において、次の条件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 会社の「競争入札参加資格登録（管業種）」を有している専業事業協同組合（官公需適格組合）であること。
- (2) 会社の競争入札参加資格登録をしている本支店等が東京都内に所在していること。
- (3) 「ガス消費機器設置工事監督者」または「液化石油ガス設備士」の有資格者を三か月以上常時雇用していること。
- (4) 「ガス可とう管接続工事監督者講習終了証」を受領した技能者、「ガス機器設置スペシャリスト」の有資格者又はその他強化ガスホース接続の有資格者を3ヶ月以上常時雇用していること。
※ その他強化ガスホース接続の有資格者については、「お問い合わせ先」にご確認ください。
- (5) 風呂釜及び給湯器メーカーの講習を受けた者が実際に施工を行うこと。
- (6) 官公庁、公社、都市再生機構もしくは民間の集合住宅における申込み業種に該当する小口修繕工事の実績が、過去2年間（令和8年1月31日以前の2年間）において10件以上（うち、風呂釜及び給湯器の修繕に関する実績が5件以上）あること。

※ 小口修繕工事とは、入居者が居住中に修繕を行う工事をいいます。誰も居住していない状態での工事は実績とはなりません。

- ※ 鉄筋コンクリート造等の集合住宅が対象となり、木造建物、戸建住宅、店舗、事務所、都立学校等の施設については工事実績に該当しません。
- ※ メーカーが修繕を行い、取り次ぎのみを行った場合は工事実績に該当しません。
- ※ 風呂釜及び給湯器の修繕は、風呂釜及び給湯器を分解し、部品交換を行った工事が対象となります。

(7) 次のとおり業務執行体制が整っていること。

- ① 建設業法における主任技術者又は監理技術者の資格を持つ施工責任者を選任し、その者が実際に工事の監督を行うことができること。

※ 施工責任者は、建設業法における主任技術者または監理技術者たる資格が必要です。主任技術者または監理技術者になりうる資格については、別紙「申込み業種ごとの主任技術者または監理技術者たる資格一覧」を参照してください。経歴により主任技術者または監理技術者たる資格を証明する場合は、新規申込書 別紙2の「施工責任者経歴書」を提出してください。

- ② 組合員に常雇いの技能工等がいること。

- ③ 公社が指定する担当地区において、公社の営業時間中及び夜間・休日等に、業務執行体制（公社との連絡体制を含む）が確保されること。

- ④ 産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物含む）の処理（一時保管含む）を、関係法令に基づき適正に行うことができること。

(8) 「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報保護の措置を講じることができること。

※ 採用予定者の方については、契約締結の際に「個人情報の適切な取扱いについての誓約書」を提出していただきます。様式については契約締結時に配付しますが、内容は公社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(<https://www.to-kousya.or.jp/keiyaku/kakushuyosiki/index.html>)

(9) 東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱における排除措置対象者がいないこと。

※ 採用予定者の方には、契約締結の際に「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する表明・確約書」を提出していただきます。様式については契約締結時に配付しますが、内容は公社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(<https://www.to-kousya.or.jp/keiyaku/kakushuyosiki/index.html>)

(10) 安全管理を適正に行うことができること。

(11) 法令等により許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有していること。

(12) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への加入事業者であること。
ただし、適用除外対象事業者は除く。

5 申込みができない方

(1) 「4 申込み資格要件」を満たしていない方または次の各項目のいずれかに該当する方は、工事店への申込みができません。

また、後日、これらの事実が明らかになったときは、その時点で申込みの取り消しまたは契約の解除を行います。

- ① 東京都住宅供給公社暴力団排除措置要綱における入札等排除措置を受けている方
- ② 過去1年間(令和8年1月31日以前の1年間)において、東京都住宅供給公社小口・緊急修繕工事店制度要綱第19条により工事店契約を解除された方

6 申込書類等

申込みをされる方は、下記の要領で申込書及び添付書類を提出してください。

また、申込書及び添付書類は控えを取り、選定結果が通知されるまで保管してください。

(1) 申込書

- ① 記入例を参考にして必要事項を記入してください。
- ② 対応できる担当地区(管轄窓口センター)を選択してください。

(2) 添付書類

申込みには、次の①～⑥の添付書類が必要ですので、申込書に添えて送付してください。添付書類の提出がない場合には、失格となります。

- ① 最新の組合員名簿
- ② 申込日の時点で有効な、最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ③ 施工責任者が保有している資格証の写しまたは施工責任者経歴書

※ 建設業法の主任技術者または監理技術者であることを証明する資格証の写しを添付してください。実務経験により主任技術者になった方については、新規申込書 別紙2の「施工責任者経歴書」を添付してください。

※ 資格と実務経験を合わせて主任技術者となる場合は、資格者証の写しに加え、新規申込書 別紙2の「施工責任者経歴書」を添付してください。

- ④ 施工責任者が、申込みをされる組合の組合員に所属する社員である証明書として、「雇用保険被保険者証の写し」、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」または「住民税特別徴収税額通知書の写し」等、公的機関の証明書

※ 会社名と施工責任者名の入っている公的機関の証明書であれば、例示の証明書以外のものでも構いません。

※ 施工責任者が役員あるいは代表取締役就いている方で、上記の証明書が添付できない場合は、会社の「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」を添付してください。

- ※ 「マイナンバーカードの健康保険証」及び「後期高齢者医療資格確認書」には会社名が記載されていないので、証明書として使用できません。
- ※ 公的機関の証明書に会社名と施工責任者氏名以外の情報（住所、電話番号、マイナンバー、保険証の記号・番号等）が記載されている場合には、見えないようマスキングの上ご提出ください。
- ※ 監理技術者証に会社名が記載されている場合には、監理技術者証でも構いません。

⑤ 申込書 別紙1の工事実績に記載がある工事等の契約書、注文書・請書の写し

- ※ これらの書類は、工事件名、金額、施工場所、工期（契約期間）、施工内容、発注者及び請負者がわかるもので、可能な限り発注者及び請負者の押印のあるものとします。

【添付書類の例】

工事契約書の場合…契約書の写し

注文書の場合（注文請書がある場合）…注文書の表紙と注文請書の表紙の写し

注文書の場合（注文請書がない場合）…注文書の表紙の写し及び入金等が分かるものの写し

注文請書の場合（注文書がない場合）…注文請書の写し及び入金等が分かるものの写し

見積り契約の場合…見積書、請求書及び入金等が分かるものの写し

- ※ 単価契約書・年間契約書の場合は、単価契約書・年間契約書の写し及び受注の実績の分かるものを添付してください。
 なお、受注の実績の分かるものとは、指示書・発注書等のほか、入金の確認の出来るものも含まれます。また、単価契約書に発注者及び請負者の押印があれば、指示書・発注書等には押印が無くても構いません。
- ※ 契約書、注文書、請書及び請求書等で、表紙だけでは施工内容等の必要項目が分からない場合は、2枚目以降の施工内容等が確認できるものも添付してください。

⑥ 返信用の小包（レターパックプラス）専用封筒 1枚

- ※ 必要書類の送付に使用します。
- ※ 小包（レターパックプラス）専用封筒は、郵便局にて600円で購入できます。
- ※ 同封する小包（レターパックプラス）専用封筒の「お届け先」欄には、住所・会社名・担当部署・電話番号を記入して下さい。（なお、封筒は折り曲げても構いません。）
- ※ 「お届け先」は申込書に記入した住所でなくても構いませんが、「レターパックプラス」は対面での配達となるため、確実に受け取れる住所を記入してください。
- ※ 小包（レターパックプラス）専用封筒下部にあるシールは、剥がさないようにしてください。
- ※ 旧料額のレターパックを利用する場合は、600円との差額分の切手を貼ってご利用

用ください

⑦ 小口・緊急修繕工事店契約申込時の提出書類チェックリスト

※ チェックリストの記入担当者には、内容等について問い合わせさせていただく場合がございますので、実際に申込書を記入した方の名前を記入してください。

申込時に提出していただいた個人情報については、小口・緊急修繕工事店契約の審査・手続・事務連絡のみに使用します。その他詳細については、公社HP「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

(3) 申込書類の提出方法

申込書類は、次のとおり、申込期間内に郵送してください。

① 申込期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）

② 申込方法：郵送による申込み（令和8年2月20日当日消印有効）

※ 必ず簡易書留等の配達された記録の残るもので郵送してください。

※ 申込書に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて発送してください。

※ 申込期間を超えてからの申込みは、無効となります。

※ 一旦提出された申込書類については、原則として変更・差し替え等できません。

※ 直接ご持参でのお申込みは、受け付けておりません。

③ 郵送先：〒150-8322

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 コスモス青山5階

東京都住宅供給公社「令和8年度小口・緊急修繕工事店 募集担当」

7 契約方法

工事店の契約は、次のとおり行います。

(1) 第1次審査として、申込書類等により申込者の資格要件を審査します。

(2) 第1次審査の結果は、申込者全員に電子メールで通知します。（令和8年3月下旬から4月初旬頃送信予定）

※ 合否の結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

(3) 第1次審査の合格者数が募集数を超えた場合は、第2次審査により採用予定者を選定します。その場合、第2次審査対象者に詳細をお知らせします。（令和8年3月下旬から4月初旬頃発送予定）

① 第2次審査は、工事店業務に関わる実施体制や施工能力等についての回答書を提出していただき、その内容の総合的な評価により順位付けします。

② 評価の上位者の方から順に募集数まで採用予定者を選定します。

※ 採用予定者が辞退した場合は、順次、順位を繰り上げます。

- (4) 採用予定者を対象に、公社が別途定める単価に同意された方と工事店契約を締結します。
- (5) 契約手続きに関しては、あらためて公社からご連絡します。(令和8年6月中旬から下旬頃発送予定)
- (6) 契約期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとします。
- (7) 採用予定者が次の各項目に該当する場合、原則として該当期間中は契約を締結しません。
- ① 「5 申込みができない方」の各号に該当する方
 - ② 公社職員に対する贈賄を理由として、東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である方又は当該期間満了後3年を経過しない方
 - ③ ②以外の理由で東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である方
 - ④ 東京都において指名の制限(指名停止を含む)、競争入札参加禁止又は排除措置期間中である方

●留意事項

- ① 実施体制や施工能力等について審査し、上位者の方から順に募集予定数まで採用予定者を選定して契約手続きを行います。
- ② 契約締結の際に「災害時における応急対策業務に関する協定書」のご案内をさせていただきます。本協定の趣旨をご理解いただき、締結していただきますようお願い致します。

8 契約単価について

採用予定者を対象に、公社が別途定める令和8年度単価に同意された方と工事店契約を締結します。

以下は、参考として、令和7年度の主な単価です。

(参考) 令和7年度契約単価

- ① 基本労務単価(小口修繕工事)

基本労務費は、次のとおりです。(1人工あたり)

基本労務費	金額(円)	適用業種
浴槽・給湯管繕工	35,300	「浴槽・風呂釜」

- ② 基本労務費の割り増しについて(小口修繕工事)

下記の修繕については、基本労務費の割り増しがあります。

割増種別	割増率	適用範囲
緊急割増	30%	安否確認や火災・災害などで公社から緊急の対応を依頼した工事
時間外割増	30~75%	夜間、休日、年末年始に対応した工事

不快割増	50%	汚物に触れる工事その他、著しく不快な作業と会社が認める工事
------	-----	-------------------------------

③ 諸経費（小口修繕工事）

共通仮設費と諸経費をあわせて、直接工事費の35.43%以下
（直接工事費により、諸経費率が変動します）

9 担当地区

○エリア工事店の受け持ち地域は、次のとおりです。

エリア	小口発注 窓口センター	【担当地区】 管 轄 窓口センター	担当地域
エ リ ア 部	亀 戸 窓口センター	亀 戸 窓口センター	台東区、荒川区、墨田区、江東区
区 部 エ リ ア	大 井 町 窓口センター	大 井 町 窓口センター	千代田区、中央区、港区、品川区、大田区
	新 小 岩 窓口センター	新 小 岩 窓口センター	葛飾区、江戸川区（千葉県内の都教育庁及び交通局職員住宅を含む。）
	西 新 井 窓口センター	西 新 井 窓口センター	足立区
	目 白 窓口センター	目 白 窓口センター	豊島区、板橋区、文京区 （朝霞市内の都水道局職員住宅を含む。）
		赤 羽 窓口センター	北区
		練 馬 窓口センター	練馬区
	新 宿 窓口センター	新 宿 窓口センター	新宿区、中野区、杉並区
		澁 谷 窓口センター	渋谷区、世田谷区、目黒区
		三 鷹 窓口センター	三鷹市、小金井市、武蔵野市

市部エリア	立川 窓口センター	立川 窓口センター	立川市、国分寺市、国立市、福生市、羽村市、昭島市、青梅市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、あきる野市、奥多摩町
		八王子 窓口センター	八王子市（多摩ニュータウンを除く地域）、日野市
	小平 窓口センター	小平 窓口センター	小平市、西東京市、東久留米市、東村山市、清瀬市
	府中 窓口センター	府中 窓口センター	府中市、調布市、狛江市
		多摩 窓口センター	八王子市（多摩ニュータウン地域）、多摩市、稲城市
	町田 窓口センター	町田 窓口センター	町田市

10 工事の発注

工事店への発注は、次のとおり行います。

- (1) 小口修繕及び緊急修繕については、お客さまセンターまたは小口発注窓口センターから「修繕発注書」により発注します。

※ 契約後、インターネットを利用した工事店支援システムを提供します。このシステムを使用する場合には、個人情報の登録が必要となります。

- (2) 小口修繕は、250万円（消費税相当額を含む工事金額）未満で修繕できる工事をいいます。
- (3) 緊急修繕工事は、250万円（消費税相当額を含む工事金額）を超える場合でもお客さまセンターまたは小口発注窓口センターからの発注となります。
- (4) 迅速性を要する修繕については、400万円（消費税相当額を含む工事金額）を発注限度額として、設計内容及び工事金額を確定した後、「工事発注書」により発注します。
- (5) 上記（1）から（4）で発注した工事の検査については、工事関係書類及び現場又は写真での確認となります。
- (6) 夜間・休日等は、公社が設置している「お客さまセンター相談受付課（時間外受付担当）」から工事店に指示します。
- (7) 工事の発注量は、工事店の実績等により、各工事店の間で必ずしも様になりませんので、あらかじめご了承ください。特に業務の実施状況が不良な場合には、口頭または書面により指導または注意を行い、発注量を減らすことがあります。
- (8) 工事店が「7 契約方法」の（7）の各号に該当する場合、該当期間中は発注を行いま

せん。

- (9) 工事店からの申し出があった場合、及び工事店が東京都住宅供給公社小口・緊急修繕工事店制度要綱第19条に該当する可能性があり特に必要と認められる場合は、発注を停止することがあります。

1.1 業務成績

工事店の業務の実施状況について、次の事項の評定を行います。

(1) 業務成績の項目

- ① 現場対応
 - ・緊急案件等への対応
 - ・施工の出来ばえ
 - ・居住者対応
 - ・工程管理
 - ・安全対策等
- ② 事務手続
 - ・提出書類の正確性
 - ・法令等の理解（工事関係書類の提出）等
- ③ 施工体制
 - ・受注に関する施工体制

(2) 評定方法

- ① 業務の実施状況、工事検査結果等により、業務成績を評定します。
- ② 総合評定として、4段階評価を行います。

(3) 業務の実施状況が不良な方に対する指導等

業務の実施状況が不良の方については、「業務改善書」を提出していただき、そのうえで次年度の工事店申込みの可否を決定します。

別紙「申込み業種ごとの主任技術者または監理技術者たる資格一覧」

(1) 実務経験による場合（主任技術者となりうる実務経験）

学 歴	実務経験年数
高等学校の指定学科卒業後	5年以上
高等専門学校指定学科卒業後	3年以上
大学の指定学科卒業後	3年以上
上記以外の学歴	10年以上

(2) 国家資格等による場合

申込業種	建設業の種類	主任技術者たる資格	主任技術者または監理技術者たる資格
管	管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級管工事施工管理技士 ・ 給水装置工事主任技術者＋実務経験1年 ・ 職業能力開発促進法「技能検定」 （※1） ・ 建築設備士＋実務経験1年 ・ 1級計装士＋実務経験1年 ・ 登録配管基幹技能者 ・ 登録ダクト基幹技能者 ・ 登録冷凍空調基幹技能者 ・ 登録計装基幹技能者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級管工事施工管理技士 ・ 技術士（※2）

※1：以下の科目による。

『1級冷凍空気調和機器施工』

『2級冷凍空気調和機器施工』＋実務経験3年

『1級配管（選択科目「建築配管作業」）』

『2級配管（選択科目「建築配管作業」）』＋実務経験3年

『1級建築板金「ダクト板金作業」』

『2級建築板金「ダクト板金作業」』＋実務経験3年

※2：以下の部門による。

『機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」）』

『上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）』

『上下水道（「下水道」）・総合技術監理（上下水道）（「下水道」）』

『衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）』

『衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物・資源循環」）』

『衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理（衛生工学「建築物環境衛生管理」）』

《記入例(表面)》

・7ケタの番号を記入(電子入札システムにログインする際のID番号)

<<新規申込書>> 令和8年度 小口・緊急修繕工事店 申込書		令和 8 年 2 月 1 日				
申込業種 浴槽・風呂釜		希望エリア 共通工事店				
ふりがな 会社名 (支社・支店・営業所名)	○○きょうどうくみあい ○○協同組合			ふりがな 登録代表者・代理人 (役職・氏名)	だいひょうりじ ○○ ○○ 代表理事 ○○ ○○	
ふりがな 所在地	しげやくじんぐうまえ○-○-○ 渋谷区神宮前○-○-○			電話番号	FAX番号	
インボイス登録番号 ※1	T 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 号			メールアドレス ※契約課に届出済アドレス	abc@aaa.ne.jp	
※1 インボイス登録番号の有無は、選定に影響はありません。 インボイス番号を記入してください。 インボイス番号を持っていない方は、番号記入欄に斜線を引いてください。こちらに記入されたメールアドレス宛に選定結果通知等をお送りします。						
【官公需適格組合証明】						
証明書番号	00000000 関東第 00 号			官公需適格組合証明書の証明書番号と証明有効期間を記載してください。		
証明有効期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日					
【管工事の建設業許可】						
建設業許可番号	大臣 知事	第 000000 号	許可の有効期限	令和 8 年 7 月 1 日		
【経営事項審査】						
経営事項審査 審査基準日 ※2	令和 6 年 7 月 1 日			総合評定値 (P点)	管工事	800 点
※2 申込日現在、最新の経営事項審査結果通知書の審査基準日を記入してください。						
【施工責任者】						
施工責任者氏名(1) ※3	○○ ○○		資格名 ※4	給水装置工事主任技術者+実務経験○年		
※3 施工責任者が組合員に在籍している公的機関の証明証の写しを提出してください。 ※4 実務経験により主任技術者になった方は、別紙2「施工責任者経歴書」を添付してください。また、資格と実務経験を合わせて主任技術者となる場合は、資格者証の写しに加え、別紙2「施工責任者経歴書」を添付してください。						
【営業又は事務担当者】						
営業又は事務担当者名	○○ ○○					
「募集のご案内」の「別紙2 申込み業種ごとの主任技術者または監理技術者たる資格一覧」に記載されている資格一覧から、該当するものを記載してください。 実務経験が必要な資格の場合は、別紙2「施工責任者経歴書」に記載した実務経験年数を記載してください。						

(裏面に続きます)

《記入例(裏面)》

現場担当者は、1人でも複数でも可です。複数地区を1人で担当することもできます。
 【対応可能な窓口センター】で○をつけた地区全てを網羅するように現場担当者を記載してください。

【現場担当者】

地区 ※5	担当者名 ※6	地区 ※5	担当者名 ※6
亀戸窓口センター	○ ○ ○ ○		
新小岩窓口センター	○ ○ ○ ○		
大井町窓口センター	○ ○ ○ ○		
西新井窓口センター	○ ○ ○ ○		

※5 原則として窓口センター名を記入してください。担当者の区域分けを窓口センターの区分け以外で行っている場合は、「全城」「23区」「○○区」等の記載も可とします。
 欄が足りない場合には、別紙(書式は自由とします)に記載し添付してください。
 ※6 担当者は重複可としますが、実際に業務を行える方の名前を記載してください。施工責任者と同一の場合でも、現場担当者名は記入してください。

【「ガス消費機器設置工事監督者」または「液化石油ガス設備士」の有資格者】

有資格者名 ※7	○ ○ ○ ○	資格名 ※8	ガス消費機器設置工事監督者 ・ 液化石油ガス設備士
----------	---------	--------	---------------------------

※7 有資格者が組合員に在籍している公的機関の証明証の写しを提出してください。
 ※8 取得している資格に○を付けてください。両方取得している場合は、両方に○を付けてください。

「その他強化ガスホースの資格を選択する場合は、資格について事前に「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

【「ガス可とう管接続工事監督者」、「ガス機器設置スペシャリスト」またはその他強化ガスホース接続の有資格者】

有資格者名 ※9	○ ○ ○ ○	資格名 ※10	ガス可とう管接続工事監督者 ・ ガス機器設置スペシャリスト ・ その他
※9 有資格者が組合員に在籍している公的機関の証明証の写しを提出してください。		資格名 ※11	「その他」の場合の資格名

※10 取得している資格に○を付けてください。複数取得している場合は、全てに○を付けてください。
 ※11 資格名で「その他」を選択した場合は、資格名を記入してください。

【対応可能な窓口センター】

下記の管轄窓口センターの中で、小口・緊急修繕(夜間及び休日等含め)対応可能な窓口センターに○を付けてください。

エリア	管轄窓口センター	対応地域	エリア	管轄窓口センター	対応地域
区 部	○ 亀戸	台東区、荒川区、墨田区、江東区	区 部	渋谷	渋谷区、世田谷区、目黒区
	大井町	千代田区、中央区、港区、品川区、大田区		三鷹	三鷹市、小金井市、武蔵野市
	新小岩	葛飾区、江戸川区(千葉県内の都教育庁及び交通局職員住宅を含む。)		立川	立川市、国分寺市、国立市、福生市、羽村市、昭島市、青梅市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、あきる野市、奥多摩町
	西新井	足立区	市 部	八王子	八王子市(多摩ニュータウンを除く地域)、日野市
	目白	豊島区、板橋区、文京区(朝霞市内の都水道局職員住宅を含む。)		小平	小平市、西東京市、東久留米市、東村山市、清瀬市
	赤羽	北区		府中	府中市、調布市、狛江市
	練馬	練馬区		多摩	八王子市(多摩ニュータウン地域)、多摩市、稲城市
	新宿	新宿区、中野区、杉並区		町田	町田市

(注)この申込書に記載のある個人に関する情報については、工事店業務に必要な場合のみに使用します。

対応が可能であれば、管轄窓口センターは、複数選択できます。また、原則として、管轄窓口センター内の一部の地域のみを担当することはできません。